

○大津町中小企業・小規模企業活性化会議設置規則

令和5年8月1日

規則第23号

(趣旨)

第1条 大津町中小企業・小規模企業振興基本条例（令和4年条例第2号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき設置する、大津町中小企業・小規模企業活性化会議（以下「活性化会議」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 活性化会議は、条例第4条に掲げる基本方針に基づき、具体的な振興施策を調査又は審議し、その実現に努めるものとする。

(組織)

第3条 活性化会議は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する委員15人以内をもつて組織する。

- (1) 大津町商工会が推薦する者
- (2) 大津町企業連絡協議会が推薦する者
- (3) 中小企業経営に関する学識を有する者
- (4) 消費者又は市民活動団体の代表
- (5) 大津町議会議員
- (6) 行政関係職員
- (7) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、活性化会議を代表し、会務を主宰する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その

職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 活性化会議の議長は、会長が当たる。

(庶務)

第7条 活性化会議に関する庶務は、産業振興部商業観光課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、活性化会議の運営に関し必要な事項は、会長が活性化会議に諮って定め、その他この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。